

## 『(仮称) 会津若松市自治基本条例』草案』についての市民との意見交換会 出された主な意見等 (第7回河東地区)

□日 時：平成 27 年 8 月 6 日 (木) 18 : 30 ~ 20 : 30

□会 場：河東公民館

□参加市民：5 名 (地元区長他)

□市民会議側参加者 (事務局含む)：8 名

□意見交換 (主な意見等)

- ・ 条例の具体的なメリットは？差し迫って必要なものなのか。  
⇒すぐに必要なものではない。市政に関する意見について、今までのように議会への陳情・請願といったことだけではなく、直接市民が言える仕組みの充実も必要であり、そうした仕組みを条例という法形式で裏打ちするもの。
- ・ 市町村合併により河東の議員数はかなり減り、地区の声が行政に十分に届いていない。パワーバランスなのか優先順位も低いと感じる。支所には十分な機能がない。合併で行政サービスが低下しただけ。支所でのワンストップサービスを心掛けてほしい。全市一律ではなく、地域特性を踏まえた対応となるよう条例をつくってほしい。  
⇒条例の運用の部分でしっかり踏まえていく必要。
- ・ 消防団員の定数を見直してほしい。情報公開に関連して、受けた要望の優先順位や対応状況を明らかにするようにしてほしい。  
⇒条例草案中の「市民意見等への対応」箇所、議会や行政は迅速・的確に対応しなければならない旨縛りをかけている。こうした規定によりしっかり対応しなければならなくなる。
- ・ 市の担当課へ要望に行っても、担当が数年でころころ変わり、引き継ぎもされていないためか何度も同じ説明をしないとイケない。どうにかならないか？  
⇒市長等や職員の役割として盛り込むことを検討したい。(市民意見等への継続的な対応)
- ・ 幅広い年代に草案に係る意見を聴くためにも、中・高生にも意見を求める考えは？  
⇒全校というわけにはいかないが、そうする考え。
- ・ 最高規範という位置付けでいいのか？  
⇒条例に上下はなく、基本としていく考え。他条例は自治基本条例と整合を図り、一連の条例体系としてまちづくりの一体性を確保していく。
- ・ 草案に書いてあるのはあたり前のことが多い。敢えて書いて共通認識を醸成するといったことか。
- ・ 例えば障がい者は支え合いの仕組みがないと生活が成り立たない。皆が支え合い協働での地域づくりが必要。お互いに認め合う考え方を盛り込んでほしい。  
⇒基本原則として多様性の尊重といったことや、協働といった考え方を盛り込んでいく考え。
- ・ モラルの低下によるものか、ゴミが至る所に投げ捨てられている。  
⇒条例はモラル向上に一定の効果があるものでもある。「市民の責任」として盛り込むことも一考。
- ・ 集落の人口が減少し、空家が増えてきている。道路や農業用水の見回りをする者が少なくなってきたり、このままでは仕組みが崩壊する。

- ・何があれば子供達が地元に戻って来られるのか？  
⇒雇用の受け皿が無いのが最大の問題。

以上